

# 第1編 保稅制度の概要

## 1. 保稅地域制度の紹介

### (1) 保稅地域とは

外国から我が国に到着した貨物の輸入手続は、その貨物を特定の場所に蔵置して行うことが確実な通関手続のために必要です。貨物を外国に向けて輸出する場合の通関手続も同様です。また、我が国の貿易及び商工業の発展を促すためには、外国から我が国に到着した貨物を関稅未納のまま、長期にわたって特定の場所に蔵置し、あるいは、これを原料として加工・製造を行うことが必要となる場合があります。さらに、國際博覽會等に出品される貨物は、関稅未納のまま特定の場所に展示することができれば色々と便利です。これらの必要から設けられた場所が保稅地域です。

このように、「保稅地域」とは、輸出入手続を適正かつ効率的に行い、また、貨物を輸入手続未済のまま、蔵置又は加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。

保稅地域は、一般的には一定区画の土地又は建造物です。水面や船舶、車両のように定着性のないものは保稅地域とすることはできません。しかし、土地に囲まれ、又は他と全く區別された水面、例えば囲柵やえん堤等によって囲まれた貯木場の水面、又は土地に定着しているさん橋その他の工作物のように定着性のあるものは保稅地域とすることができます。

### (2) 保稅地域の種類

保稅地域は、税関行政上の必要に基づいて設置されるものです。このため、無秩序に設置されることは必ずしも適当でなく、その設置については、財務大臣の指定（指定保稅地域）又は税関長の許可（指定保稅地域以外の保稅地域）が必要とされています。保稅地域は、その機能に応じて、

①指定保稅地域、②保稅蔵置場、③保稅工場、④保稅展示場、⑤総合保稅地域の5種類に区分されます。

#### 《関稅法》

#### （保稅地域の種類）

第29条 保稅地域は、指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び

## 第2編 保税地域における貨物の管理等

### 1. 貨物の搬出入手続

保税地域における貨物の搬出入等の事務は、次のように行うこととされています。

#### (1) 輸入貨物（積戻し貨物を含む。）

##### ① 搬入手続

イ 倉主等は、自己の責任でポートノート若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書（写）と貨物の記号、番号、品名、個数、数量、コンテナシール番号、外装の状況等との対査を行い、異常の有無の確認を行います。

ロ 次の場合（その疑いがある場合を含みます。）には、必ず税関の保税担当部門に連絡し、その指示を受けてください。

(イ) ポートノート若しくはこれにかわる書類又は運送承認書（写）に記載された貨物の品名との相違、数量の過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常を発見した場合

(ロ) 関税法の規定により輸入又は輸出してはならないとされている麻薬、けん銃、爆発物等、外国為替及び外国貿易法等関税法以外の法令により輸入が制限されている貨物の混入を発見した場合

ハ ポートノート若しくはこれに代わる書類又は運送承認書、同（写）の処理は次のとおりです。

(イ) 倉主等は貨物搬入後これらの書類に搬入した貨物の保税地域への到着年月日、数量の過不足、損傷の内容、マークの相違等を注記し、担当者の確認印を押捺してください。

(ロ) 倉主等は、上記書類とその写しを一定期間（1週間位）分取りまとめ、税関の保税担当部門に提出し、その確認を受けてください。

（参考）リマークの記入例

・100C/Sのうち3C/S不足の場合 Remark：3C/S Short、97C/S O. K.

・100C/Sのうち4C/S多い場合 Remark：4C/S Over、104C/S O. K.

・100C/Sのうち1C/S破損、中身が一部不足 Remark：1C/S Broken

##### ② 搬出手続

イ 倉主等は、貨物を搬出する際にあらかじめ貨主、通関業者、運送業